

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆さまへ ≪国民健康保険料の減免のお知らせ≫

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯への支援策として、国民健康保険料の減免について、ご案内いたします。

対象世帯 1

世帯の「主な生計維持者」（Q1参照）が、新型コロナウイルス感染症に罹患した世帯（Q2参照）

対象世帯 2

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主な生計維持者の令和2年2月以降の「事業収入等」（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）の減少が見込まれ、次の①～③のすべてに該当する世帯

- ① 主な生計維持者の令和2年2月以降で1か月の事業収入等のいずれかが、令和元年中の平均月収（年収の12分の1）（※1）と比較して30%以上減少
 （保険金（傷病手当金や休業手当）、損害賠償等により補填される金額がある場合は減少額から控除します。（ここには特別定額給付金は含めません）
- ② 主な生計維持者の令和元年中の合計所得金額（※2）が「1,000万円以下」（※3）税法上の合計所得金額ではなく、退職所得を除く総所得金額等から特別控除額を引いた額
- ③ 主な生計維持者の令和元年中の「事業収入等以外の所得（例：雑所得、配当所得、長期譲渡所得等）」と「事業収入等のなかで減少率が30%に満たない収入にかかる所得」の合計額が「400万円以下」

- ※1 収入があった月数が12か月に満たない場合は、収入があった実際の月数で割り返してください。
 ※2 令和元年中の所得が確認できない場合（未申告等）減免手続きができませんのでご注意ください。
 ※3 非自発的失業者該当（会社都合退職の事由として雇用保険を受給される方）による保険料軽減制度の対象者は、この減免制度の適用対象外となります。ただし、給与所得以外の事業収入等において①の基準に該当する方は対象となる場合があります。

Q1 「主な生計維持者」は、「世帯主」のことですか？

A1 「主な生計維持者」とは基本的には「国民健康保険の世帯主」（国民健康保険の加入を問わず）を言います。ただし、国民健康保険に加入する世帯員の収入が、世帯主より多い場合には、当該世帯は世帯員の収入により生計が維持されていると考えられますので、その場合は、当該世帯員の収入減少等の事由により今回の減免が適用される場合があります。

Q2 新型コロナウイルスに罹患した証明はどのようなものがありますか？

A2 主な生計維持者の方が新型コロナウイルス感染症に罹患したことにより亡くなられた、または、回復までに長期間を要した場合に減免が適用できます。確認は、「死亡診断書」、「医師の届出に基づく通知書」、「入院勧告書」、「医師の診断書」により行います。主な生計維持者の方が罹患し、上記書類をお持ちであれば、適用される可能性があります。

4ページのフローチャートで減免対象となるかご確認ください

減免対象となる保険料

令和元年度及び令和2年度分の保険料のうち、令和2年2月期から令和3年3月期の保険料が減免の対象となります。

減免額

対象世帯1：全額免除となります

対象世帯2：減少が見込まれる事業収入等に係る令和元年の所得金額等をもとに、次の計算式により減免額を計算します。

対象世帯2にあたる場合の減免額計算式

横浜市国民健康保険のホームページ掲載する「減免額計算シート」（エクセル版）にて減免額を計算することができます。

横浜市国民健康保険料減免 新型コロナウイルス

検索

【減免額の計算式】

$$\text{対象保険料額【表1】} \times \text{減額または免除の割合【表2】} = \text{保険料減免額} \\ (A \times B / C)$$

【表1】

対 象 保 険 料 額 = A × B / C
A：世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B：世帯の主な生計維持者の「減少が見込まれる事業収入等に係る令和元年中の所得額」 (減少が見込まれる事業収入等が複数ある場合はその合計額)
C：世帯の主な生計維持者及び世帯のすべての被保険者につき算定した令和元年中の 合計所得金額

※「減少が見込まれる事業収入等に係る令和元年中の所得額」(B)が0円（マイナスも含む）の場合は、上記計算式にあてると 減免額は0円 となりますので、ご了承ください。

【表2】

主な生計維持者の令和元年中の合計所得金額	対象保険料額【表1】 に対する減免割合
新型コロナウイルス感染症の影響で廃業または失業した (合計所得金額 1000万円以下であれば下の金額によらない)	100%
300万円以下	100%
400万円以下	80%
550万円以下	60%
750万円以下	40%
1000万円以下	20%

★対象となる保険料をすでに納付いただいた後でも、さかのぼって減免の対象となります。対象の保険料が減免適用後に還付となる場合は、減免決定後から約1～2か月後に還付通知書と振込口座申込書をお送りいたします。

注意 虚偽の内容を記載及び申立て減免を受けた場合、横浜市国民健康保険条例第27条の規定に基づき減免した金額の5倍に相当する金額以下の過料を科せられます。

申請方法・申請書類

【申請方法】

4 ページにある「自分で確認フローチャート」にて、ご自身の世帯が減免対象となるかご確認をお願いいたします。

減免対象となる場合は、減免申請書と収入等申立書を記入していただき、以下の【申請書類】と一緒に、お住まいの区の保険年金課保険係までご郵送ください。

- ・申請にかかるコピーや郵便等の費用についてはご自身でご負担願います。
- ・保険料額決定通知書送付後（6月中旬～7月末）は、区保険年金課に各種お問い合わせが集中し、お電話がつながりにくいことが予想されます。あらかじめご了承ください。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申請をされる際は、可能な限りご郵送にて行っていただき、ご来庁はお控えくださるようお願いいたします。

【申請書類】 ※①は対象世帯1・2 共通です。②・③は対象世帯別で提出書類が異なります

① 「国民健康保険料減免申請書」・「収入等申立書」

※それぞれ記載例をもとにご記入をお願いいたします。

- ② **対象世帯1** 死亡の場合 ⇒ 死亡診断書
重篤な傷病 ⇒ 入院勧告書、医師の届出に基づく通知書、
医師の診断書 のうちいずれか1つ

③ **対象世帯2**

- ・令和2年2月以降で「30%以上減少となった月」の給与支払明細書や売上帳簿など（収入状況がわかるもの）
- ・令和元年中の「確定申告書」や「源泉徴収票」
- ・《廃業や失業の場合》廃業届、離職票、退職証明書等のいずれか1つ

※②・③はコピーを提出

【申請期限】

令和3年3月末までにご申請をお願いいたします。

あなたの世帯が減免対象となるかご確認ください

世帯主さま（1ページ Q1 参照）が、新型コロナウイルス感染症にかかられましたか？ ★1ページの**対象世帯1**に該当するかご確認ください★

はい

いいえ

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主さまの次の収入（給与収入、不動産収入、山林収入、事業収入）がひとつでも減少しましたか？

★1ページにある**対象世帯2**の①～③のすべてに該当するかご確認ください★

インターネットがご使用できる方は、**対象世帯2**の①～③の数字を入力すると、減免可否がご自身で確認できるフローチャートを、横浜市国民健康保険ホームページ（減免ページ）に掲載しています。

横浜市国民健康保険料減免 新型コロナウイルス 検索

はい

いいえ

対象世帯1に該当

対象世帯2に該当

減免基準に該当していません。

減免が受けられる可能性があります

裏面3ページ「申請方法・申請書類」をご確認いただき、お住いの区役所保険年金課まで、書類をご郵送してください。

保険料納付のご相談については、区役所保険年金課にて承ります。

お問い合わせ

お住まいの区役所保険年金課保険係までお問い合わせください。